

別 添

「「障害者支援施設等に係る指導監査について」の一部改正について」の正誤表

下記のとおり誤記がありましたので、訂正します。

	正誤箇所	誤	正
P8	第2の1の(9)の②	② 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、(略)事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を <u>聞く</u> 機会を設けているか。	② 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、(略)事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を <u>聴く</u> 機会を設けているか。
P9	第2の1の(9)の⑤	⑤ ②から④の規定は障害者 <u>視線</u> 施設が(略)	⑤ ②から④の規定は障害者 <u>支援</u> 施設が(略)
P9	第2の1の(11)の③	③ (略)新興感染症(同条第7項に規定する新型 <u>インフルエンザ</u> 感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の <u>発生</u> 等の対応を取り決めるよう努めているか。	③ (略)新興感染症(同条第7項に規定する新型 <u>インフルエンザ等</u> 感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の <u>発生時</u> 等の対応を取り決めるよう努めているか。
P10	第2の3	平18厚令177第7条 昭23厚令63 第6条、第6条の2	<u>平18厚令177第7条</u>
P11	第2の5の(1)	<u>(1) 障害者支援施設等</u> 及びその職員は、(略)	<u>(1) 障害者支援施設</u> 及びその職員は、(略)
P12	第3の1	(<u>災害</u> 対策の充実強化)	(<u>非常災害</u> 対策の充実強化)
	第3の1の(3)	(3) <u>災害</u> 対策について、その充実強化に努めているか。(略)	(3) <u>非常災害</u> 対策について、その充実強化に努めているか。(略)
P13	第3の1の(必要な職員の確保と職員処遇の充実)	(6) 児童発達支援センターは、(略)これを用いて <u>(1)</u> に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	(6) 児童発達支援センターは、(略)これを用いて <u>(5)</u> に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。